

事務連絡

令和元年7月31日

各地方公共団体

地域再生担当者 各位

内閣府地方創生推進事務局

第54回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）

要旨

- 1 第54回地域再生計画の認定申請を受け付けます。
- 2 対象事業は、別添1の「受付の可否」欄で申請可能（○又は△）としている支援措置※を活用する事業です（地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金のみを活用する事業は、受付の対象ではありません。）。
※ 地方創生応援税制にあっては、地方創生応援税制のみを活用するもの及び交付金と併用するもののうち、変更認定申請において、交付金に係る部分の変更を行わない又は交付金に係る変更交付申請書の提出を要しない変更を行う場合が対象となります。
- 3 事前相談を、7月31日（水）から8月30日（金）まで受け付けます。
- 4 認定申請を、9月9日（月）から9月13日（金）まで受け付けます。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る事前相談及び認定申請受付を下記のとおり行いますので、通知します。

地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、下記を御確認の上、対応願います。

1 受付を行う地域再生計画

(1) 対象となる支援措置

別添1の「受付の可否」欄で申請可能（○又は△）としている支援措置を活用する事業に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金のみを活用する事業に係る地域再生計画は、受付の対象ではありませんので御注意ください。

(2) 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制を併用する事業に係る地域再生計画の認定申請の取扱いについて

地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制を併用する事業に係る地域再生計画については、地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金を活用する事業に係る変更を行わない又は地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金に係る変更交付申請書の提出を要しない変更を行う場合のみ認定申請を受け付けます。地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制を併用する事業に係る地域再生計画の認定申請を行おうとする場合は、別紙フロー図に従い、認定申請を行ってください。

<変更交付申請の提出を要しない変更（地方創生推進交付金）>

事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であって、以下の場合

- ① 事業費の2割以内の減額
- ② 実施計画の経費内容に記載されている各要素事業の2割以内の流用
- ③ 事業費に変更がない文言その他の記載内容等の変更

<変更交付申請の提出を要しない変更（地方創生拠点整備交付金）>

交付対象事業の目的等に関係がない施設整備計画の細部の変更

(3) 支援措置を活用する事業が複数ある場合の地域再生計画の取扱い

地域再生計画は、原則として、実施する事業ごとにそれぞれ作成いただく必要がありますが、支援措置を活用する事業が複数ある場合で、その支援措置を活用

する事業が相互に密接に関連するときは、同一の地域再生計画に当該事業を盛り込むことができます。

複数の事業を同一の地域再生計画に記載しようとする場合は、内閣府地方創生推進事務局（問合せ先は本事務連絡14頁御参照）までお問合せください。

2 受付期間等

事前相談期間、認定申請受付期間及び認定時期は、次のとおりです。詳細は、3及び4を御確認ください。

[受付期間等]

事前相談期間	7月31日（水）～8月30日（金）17時
認定申請受付期間	9月9日（月）～9月13日（金）17時
認定時期	11月上旬

3 事前相談

認定申請に先立ち、次のとおり事前相談を受け付けます。事前相談に際しては、(3) のとおり提出書類を定めていますが、地方創生応援税制を活用しようとする場合については、例えば、事業化の検討過程であり事業の内容が確定していない場合等、提出ができない場合であっても受け付けます。地方創生応援税制の活用を検討されている地方公共団体におかれましては、積極的に御相談ください。

なお、活用する支援措置によっては事前相談が必須であるものがありますので、ご注意ください※。

※ 事前相談が必須である支援措置を活用する事業に係る地域再生計画が、事前相談を経ずに認定申請が行われた場合は、当該認定申請を受け付けることができない場合があります。

(1) 事前相談の有無及び事前相談期間

活用する支援措置ごとの事前相談の有無等は、次のとおりです。

[支援措置ごとの事前相談の有無等]

活用する支援措置	地方創生応援税制	対象となる支援措置※のうち、左欄以外のもの
事前相談の有無	任意	必須
事前相談期間	7月31日（水）～ 8月30日（金）17時	

※ 別添1の「受付の可否」欄で申請可能（○又は△）としている支援措置

(2) 地域再生計画の作成等

事前相談に先立ち、地域再生計画の素案を作成してください。

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。地域再生計画の作成又は変更にあたっては、本事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）及び（各論）（令和元年7月31日一部改正）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画の素案を作成してください。

なお、地方創生応援税制を活用しようとする場合は、例えば、事業化の検討過程であり事業の内容が確定していない場合等で地域再生計画の素案の作成ができないときであっても、事業検討資料等の事前相談時点での検討状況が確認できるものを提出いただくことで差支えありません。また、当該資料等がない場合等であっても、事前相談を受け付けますので、積極的に事前相談を御活用ください。

次の地域再生計画の素案を作成する場合は、それぞれ掲げる本事務連絡別添を必ず御参照ください。

- 地方創生応援税制のみを活用する場合 別添2
- 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制を併用する場合※ 別添3

※ 地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金を活用する事業に係る変更を行わない又は地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金に係る変更交付申請書の提出を要しない変更を行う場合のみ

(3) 事前相談の実施

事前相談は、原則として、次の表に掲げる提出データをそれぞれ活用する支援

措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（事前相談期間は(1)のとおり。）。

提出データの様式は、活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

なお、地域再生計画を変更する場合であっても、事前相談が必要な支援措置に係る地域再生計画については、軽微な変更（5及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）9頁御参照）を除き、事前相談を行ってください。

また、(2)のとおり、地方創生応援税制を活用しようとする場合は、例えば、事業化の検討過程であり事業の内容が確定していない場合等で次の表に掲げる提出データを提出できなくとも、事前相談を受け付けますので、積極的に御活用ください。

[事前相談における提出データ等]

活用する支援措置		提出データ	様式	提出先
1	2から6まで以外の支援措置	① 地域再生計画案	申請様式04_02※	e. chiiki@cao. go. jp
		(変更の場合のみ) ② 新旧対照表	申請様式03	
2	地方創生応援税制のみ	②	1参照	e. chiiki@cao. go. jp 及び kigyou- furusato@cas. go. jp
		③ 地域再生計画案	申請様式04_01※	
		④ 企業版ふるさと納税事前チェックシート	申請様式08	
		⑤ 地域再生計画作成チェックシート	申請様式09	
3	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付	②及び④	1及び2参照	e. chiiki@cao. go. jp 及び kigyou-
		⑥ 地域再生計画案	※	

	金と地方創生応援税制の併用	⑦ 地方創生推進交付金実施計画（写）又は地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画（写）	直近で交付対象事業に決定されたもの	furusato@cas. go. jp
4	生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	①及び②	1 参照	e. chiiki@cao. go. jp
		⑧ 生涯活躍のまち事前相談様式	申請様式11	及び nihonban- ccrc.n2c@cas. go. jp
5	地域再生エリアマネジメント負担金制度	①及び②	1 参照	e. chiiki@cao. go. jp
		⑨ 地域再生エリアマネジメント負担金制度事前相談様式	申請様式10	及び e. area- management1@cao. go. jp
6	商店街活性化促進事業計画に基づく特例	①及び②	1 参照	e. chiiki@cao. go. jp 及び shoutengai@cao. go. jp

※ 変更認定申請の場合にあつては、直近の認定申請又は軽微な変更の報告において提出したもの

(4) 事前相談に当たっての留意事項

ア 地方における本社機能強化を行う事業者に対する特例を活用する場合

地方における本社機能強化を行う事業者に対する特例を活用する地域再生計画の認定申請を行おうとする場合は、(3) による事前相談を実施する前に、下記連絡先まで必ず相談をしてください。

【連絡先】

内閣府地方創生推進事務局（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課内）

TEL : 03-3501-0645

E-mail : kyotennzei@meti. go. jp

イ メール件名

事前相談のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

活用する支援措置		申請区分	メール件名
1	地方創生応援税制のみ	新規	【事前相談】【応援税制（新規）】（〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画
		変更	【事前相談】【応援税制（変更）】（〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画
2	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用	変更	【事前相談】【併用（変更）】（〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画
3	1及び2以外の支援措置	新規	【事前相談】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画
		変更	【事前相談】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画

※ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、メールの件名の末尾に<1/2>等を付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例） 2分割する場合

【事前相談】【応援税制（新規）】（〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画<1/2>

ウ データ送付方法

ファイル転送サービス（宅ふぁいる便等）については、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

4 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

地域再生計画を変更する場合は、軽微な変更（5及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）9頁御参照）を除き、変更認定申請を行ってください。

(1) 認定申請受付期間

認定申請受付期間	9月9日（月）～9月13日（金）17時
認定時期	11月上旬

(2) 認定の申請

ア 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。地域再生計画の作成又は変更にあたっては、本事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）及び（各論）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成してください。

なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、それぞれ定める本事務連絡別添を必ず御参照ください。

○ 地方創生応援税制のみを活用する場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添2

○ 地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合※ ・ 別添3

※ 地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金を活用する事業に係る変更を行わない又は地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金に係る変更交付申請書の提出を要しない変更を行う場合のみ

イ 認定申請

認定申請は、(1)の期間中に、次の表に掲げる書類の電子データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください。ただし、②については、原本を別途郵送してください。

なお、活用する支援措置によっては次の表に掲げる書類のほかに提出が必要となる書類がある場合がありますので、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第1条、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等を必ず御確認

ください。

申請様式は活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

[認定申請における申請書類等]

活用する支援措置		申請書類	様式	申請先
1	2から6まで以外の支援措置	① 基礎データ表 ver. 25	申請様式01	e.chiiki@cao.go.jp
		② 地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01 又は02_02	②については、 ・押印済PDFデータの上記メールアドレスへの送付 ・原本の次の宛先への郵送 を併せて行うこと。 〒100-0014
		(変更の場合のみ)	申請様式03	
		③ 新旧対照表		
		④ 区域の図面	申請様式05_01 及び05_02	東京都千代田区永田町 1-11-39
		⑤ 工程表及びその内容を説明した文章	申請様式06	永田町合同庁舎6階 内閣府地方創生推進事務局（地域再生計画認定担当）
	⑥ 地域再生計画	申請様式04_02 ※	定担当） (注) 封筒に「地域再生計画申請書在中」と朱書すること。	
2	地方創生応援税制のみ	①から⑤まで	1 参照	e.chiiki@cao.go.jp
		⑦ 地域再生計画	申請様式04_01 ※	及び kigyou-
		⑧ 地方版総合戦略の該当箇所抜	貴団体作成のもの	furusato@cas.go.jp

		<p>料（写）</p> <p>⑨ 予算書の抜料（写）</p> <p>⑩ 企業版ふるさと納税事前チェックシート</p> <p>⑪ 地域再生計画作成チェックシート</p>	<p>貴団体作成のもの</p> <p>申請様式08</p> <p>申請様式09</p>	
3	<p>地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用</p>	<p>①から⑤まで及び⑧から⑩まで</p> <p>⑫ 地域再生計画</p> <p>⑬ 地方創生推進交付金実施計画（写）又は地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画（写）</p>	<p>1 及び 2 参照</p> <p>※</p> <p>直近で交付対象事業に決定されたもの</p>	<p>e.chiiki@cao.go.jp 及び kigyou- furusato@cas.go.jp</p>
4	<p>生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例</p>	<p>①から⑥まで</p>	<p>1 参照</p>	<p>e.chiiki@cao.go.jp 及び nihonban- ccrc.n2c@cas.go.jp</p>
5	<p>地域再生エリアマネジメント負担金制度</p>	<p>①から⑥まで</p>	<p>1 参照</p>	<p>e.chiiki@cao.go.jp 及び e.area- management1@cao.go.jp</p>
6	<p>商店街活性化促進事業</p>	<p>①から⑥まで</p>	<p>1 参照</p>	<p>e.chiiki@cao.go.jp 及び</p>

	計画に基づく 特例			shoutengai@cao. go. jp
--	--------------	--	--	------------------------

※ 変更認定申請の場合にあつては、直近の認定申請又は軽微な変更の報告
において提出したもの

(3) 認定申請に当たつての留意事項

ア 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合は、「地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書」を連名で記入してください。また、代表団体でとりまとめた上、代表団体が認定申請書等を送付してください。

イ メール件名

認定申請のメール送信に当たつては、メールの件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

	活用する支援措置	申請区分	メール件名
1	地方創生応援税制のみ	新規	【正式提出】【応援税制（新規）】（〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画
		変更	【正式提出】【応援税制（変更）】（〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画
2	地方創生推進交付金 又は地方創生拠点整備交付金と地方創生 応援税制の併用	変更	【正式提出】【併用（変更）】（〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画
3	1 及び 2 以外の支援 措置	新規	【正式提出】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画
		変更	【正式提出】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画

※ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、メールの件名の末尾に<1/2>等を付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例） 2分割する場合

【正式提出】 【その他（新規）】 （〇〇県〇〇市）第54回地域再生計画<1/2>

ウ データ送付方法

ファイル転送サービス（宅ふぁいる便等）については、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

エ 基礎データ表

基礎データ表は、ファイル名称に「ver. 25」と記載してある最新のものを使用してください（ver. 25以前のものは受け付けることができません。）。

5 軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更について、地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更の報告は別途事務連絡にて通知します。

※ 軽微な変更とは

地方創生推進交付金事業や地方創生応援税制事業の総事業費の2割以内の増減や、地域の名称又は地番の変更に伴う範囲の変更、地方創生推進交付金事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更等をいい、当該変更を行う場合は、地域再生法第7条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を要しないとされています。

6 その他

認定地域再生計画で設定したK P Iについては、計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、地方公共団体におかれても、中間目標によって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってくだ

さい。

事業の実施状況等から判断し、K P Iの見直しが必要と認められる場合には、速やかに当該地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください。その際、必要があれば上記の事前相談と併せて御相談ください。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL : 03-5510-2475

E-mail : e.chiiki@cao.go.jp

【添付資料】

- ・ 別添1 認定申請可能な支援措置一覧
- ・ 別添2 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【応援税制のみ】
- ・ 別添3 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【推進交付金・応援税制併用（変更）】
- ・ 別添4 地域再生計画の記載イメージ（地域再生エリアマネジメント負担金制度版）
- ・ 別添5 地域再生計画の記載イメージ（商店街活性化促進事業）
- ・ 別添6 地域再生計画の記載イメージ（生涯活躍のまち）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）
- ・ 申請様式等一式

< 参照条文等 >

○地域再生法（平成17年法律第24号）（抄）

（地域再生計画の認定）

第5条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2～18 （略）

（認定地域再生計画の変更）

第7条 地方公共団体は、第5条第15項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 （略）

○地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）（抄）

（法第7条第1項の内閣府令で定める軽微な変更）

第11条 法第7条第1項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- 三 前2号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用の受付可否

次のフローに従い受付対象である場合に認定申請を行ってください。

